雲南市水防計画の主な修正内容

主な修正内容

島根県水防計画の反映

＜修正箇所＞

●本編

■第１章　総則

１．３　用語の解説（P2-P3）

現行	修正案
洪水予報河川：国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。（法１０②、法１１①、気象業務法１４の２②、③）	(13)洪水予報河川：国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。（法１０②、法１１①、気象業務法１４の２②、④）
氾濫注意情報：氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるときに発表される。	レベル2氾濫注意情報：氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるときに発表される。
氾濫警戒情報：一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるときに発表される。市町村は高齢者等避難の発令判断の目安とする。	レベル3氾濫警戒情報：一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるときに発表される。市町村は高齢者等避難の発令判断の目安とする。
氾濫危険情報：急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合（国土交通大臣が指定した河川に限る）、あるいは氾濫危険水位に到達したときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、市町村は避難指示等発令の判断の目安とする。	レベル4氾濫危険情報：急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合（国土交通大臣が指定した河川に限る）、あるいは氾濫危険水位に到達したときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、市町村は避難指示等発令の判断の目安とする。
氾濫発生情報：氾濫が発生したとき、あるいは氾濫が継続しているときに発表される。市町村は ~~逃げ遅れた~~住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。	レベル5氾濫発生情報：氾濫が発生したとき、あるいは氾濫が継続しているときに発表される。市町村は新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
浸水被害軽減地区：洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう。（法１５の６）	(22)浸水被害軽減地区：洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう。（法１５の６）
警戒レベル：~~警戒レベルによる防災情報の提供~~ ~~県、市町村及び水防関係機関は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を行うとともに、住民の自発的な避難判断等を促すよう努める。~~	(23)警戒レベル：災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「該当行動を居住者に促す情報」とを関連付けるもの。
	(21)氾濫発生水位（氾濫開始水位）：洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高））をいう。市町村長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位である。これまでの「氾濫する可能性のある水位」の名称を変更したものである。

現行	修正案
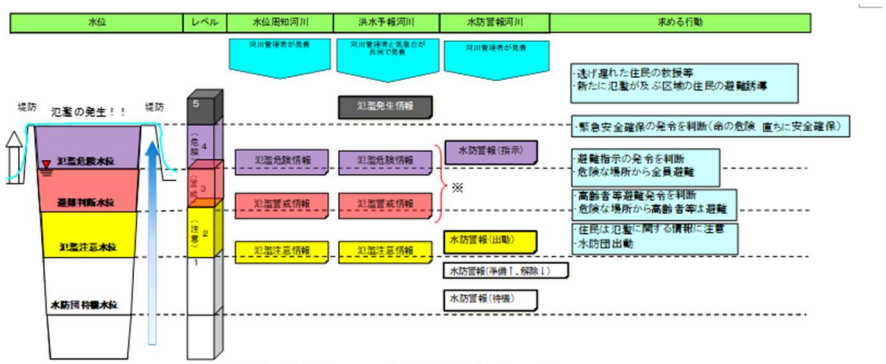 ※洪水予報河川については発表する情報によっては 水位の予測情報を持って発表する場合があります。 水位決定根拠 氾濫危険水位　検討　計画高水位もしくは天端からリードタイムを考慮した水位のいずれか低い方の水位 ※リードタイム：避難指示の発令、情報伝達及び避難等に要する時間	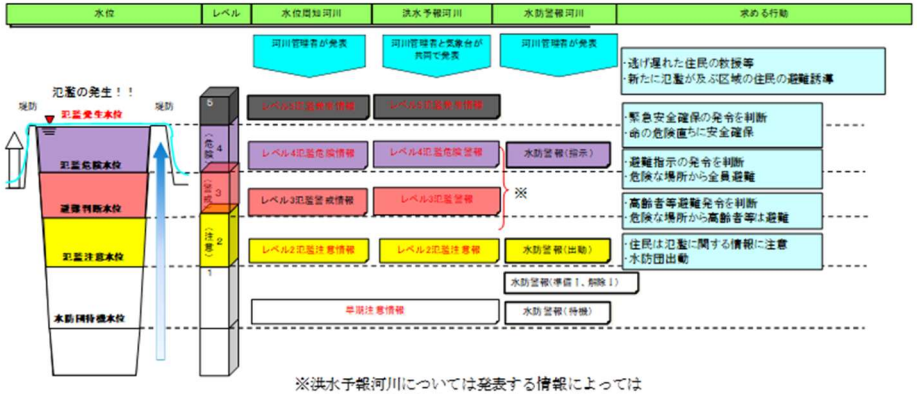 ※洪水予報河川については発表する情報によっては 水位の予測情報を持って発表する場合があります。 水位決定根拠 氾濫発生水位　堤防天端高（又は背後地地盤高） （洪水により相当の家屋浸水被害等の被害が生じる氾濫の発生する水位）

２．４　水防の責任等

１．島根県水防本部（県庁）の責任(P13)

現行	修正案
(法30)6、法7、法10、法11、法13、法14、法16、　法33、法47、法48) （1）　県内における水防体制と組織の確立及び強化を図るとともに、各水防管理団体が行う水防が十分に行われるように努めなければならない。 （2）　水防事務の調整及びその円滑な実施のため島根県の水防計画を毎年増水期までに検討を加え必要があるときは、これを変更しなければならない。また、その水防計画の要旨を公表するよう努めるものとする。 （3）　国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表する洪水予報の通知を受けた場合は、直ちに島根県水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。(洪水予報河川) （4）　知事が指定した河川について、気象庁長官（松江地方気象台長）と共同して洪水予報を発表し、水防関係機関及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(洪水予報河川) （5）　国土交通大臣が発表する水位到達情報の通知を受けたときは、直ちに島根県水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。(水位周知河川) （6）　水防支部が発表する水位到達情報の通知を受けたときは、直ちに島根県水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(水位周知河川) （7）　国土交通大臣が発表する水防警報の通知を受けたときは、直ちに島根県水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。 （8）　水防支部が発表する水防警報の通知を受けたときは、直ちに島根県水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。 （9）　指定水防管理団体から水防計画を定め及び水防計画に変更を加えた時は届け出を受けなければならない。 （10）　知事が指定した洪水予報河川、水位周知河川、その他県管理河川で災害発生を警戒すべき河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合	(法30)6、法7、法10、法11、法13、法14、法16、法24の2、法25、法33、法47、法48) （1）　県内における水防体制と組織の確立及び強化を図るとともに、各水防管理団体が行う水防が十分に行われるように努めなければならない。 （2）　水防事務の調整及びその円滑な実施のため島根県の水防計画を毎年増水期までに検討を加え必要があるときは、これを変更しなければならない。また、その水防計画の要旨を公表するよう努めるものとする。 （3）　国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表する洪水予報の通知を受けた場合は、直ちに島根県水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。(洪水予報河川) （4）　知事が指定した河川について、気象庁長官（松江地方気象台長）と共同して洪水予報を発表し、水防関係機関及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(洪水予報河川) （5）　国土交通大臣が発表する水位到達情報の通知を受けたときは、直ちに島根県水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。(水位周知河川) （6）　水防支部が発表する水位到達情報の通知を受けたときは、直ちに島根県水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(水位周知河川) （7）　国土交通大臣が発表する氾濫発生情報の通知を受けたときは、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。(氾濫等の通報) （8）　水防支部が発表する氾濫に係る通知を受け、その状況により相当な被害を生ずるおそれがあると認められるときは、直ちにこの水防計画で定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(氾濫等の通報) （9）　国土交通大臣が発表する水防警報の通知を受けたときは、直ちに島根県水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。 （10）　水防支部が発表する水防警報の通知を受けたときは、直ちに島根県水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。 （11）　指定水防管理団体から水防計画を定め及び水防計画に変更を加えた時は届け出を受けなければならない。 （12）　水防管理者等から堤防その他施設の決壊に係る通報を受け、決壊により相当な被害を生ずるおそれがあると認められるときは、直ちにこの水防計画で定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(氾濫等の通報) （13）　知事が指定した洪水予報河川、水位周知河川、その他県管理河川で災害発生を警戒すべき河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合

２．島根県水防雲南支部（雲南県土整備事務所）の責任(P14)

現行	修正案
（2）　知事が指定した河川*1について、島根県水防計画の定めるところにより氾濫危険　水位等に達した場合、水位到達情報を水防関係機関及び関係市町村長に通知しなければならない。 （3）　知事が指定した河川*2について、島根県水防計画の定めるところにより水防警報を発表し、かつその警報事項等を水防関係機関に通知しなければならない。 （4）　知事と気象庁長官が共同して発表する洪水予報の通知を受けた場合は、直ちに島根県水防計画に定める水防関係機関及び関係市町村長に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。 （5）　ダム、水門、樋門等の施設について、自ら管理する施設*3の管理を十分に行うとともに、許可工作物*4の管理者に対しては適宜水防情報を連絡し、開閉等の操作状況を把握しなければならない。 （6）　水防倉庫の資機材については、毎年増水期までに備蓄状況を確認し整備しなければならない。	（2）　知事が指定した河川*1について、島根県水防計画の定めるところにより氾濫発生水位等に達した場合、水位到達情報を水防関係機関及び関係市町村長に通知しなければならない。 （3）　知事が指定した河川*2について、島根県水防計画の定めるところにより水防警報を発表し、かつその警報事項等を水防関係機関に通知しなければならない。 （4）　知事と気象庁長官が共同して発表する洪水予報の通知を受けた場合は、直ちに島根県水防計画に定める水防関係機関及び関係市町村長に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。 （5）　知事が指定した河川*2について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、この水防計画で定めるところにより直ちにその状況を水防本部及び水防関係機関に通知しなければならない。（氾濫の通報） （6）　水防管理者等から、堤防その他の施設が決壊した旨通報を受けたときは、直ちにこれを水防本部に通知しなければならない。（決壊の通報） （7）　ダム、水門、樋門等の施設について、自ら管理する施設*3の管理を十分に行うとともに、許可工作物*4の管理者に対しては適宜水防情報を連絡し、開閉等の操作状況を把握しなければならない。 （8）　水防倉庫の資機材については、毎年増水期までに備蓄状況を確認し整備しなければならない。

３．水防管理団体（雲南市）の責任(P15)

現行	修正案
（追加）	（11）　水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときには、水防管理者は直ちにこれを水防支部及び水防関係者に通知しなければならない。（決壊の通報）

５．国土交通省（出雲河川事務所）の責任(P15)

現行	修正案
（３）　国土交通大臣が指定した河川*2について、氾濫危険　　水位等に達した場合、知事及び市長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。 （追加）	（３）　国土交通大臣が指定した河川*2について、氾濫発生水位等に達した場合、知事及び市長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。 （４）　国土交通大臣が指定した河川*2について、浸水想定区域における氾濫により著しい危険が切迫し、相当な損害が発生するおそれがあると認められるときは、知事及び関係市町村に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

■第４章　水防体制

４．１　雲南市水防本部の体制

２．業務の体制（P20）

現行

体制	基　準	体制の決定	動　員
準備体制	１　雲南市に　大雨警報（~~洪水警報~~以外の警報等が発表されたとき（例：台風の接近、暴風警報等） ２　停電が発生したとき ３　島根県東部の早期注意情報において、警報級の可能性が「中」「高」とされているとき	防災部長が決定する。	防災安全課職員
警戒体制	１　雲南市に　大雨警報（~~洪水警報~~が発表されたとき	自動配備	防災担当指定職員
	２　雲南市に　大雨警報（~~洪水警報~~が発表され、軽微な災害が発生する危険があるとき	総合センター所長と防災部長が協議の上、副市長が決定し、設置する。	防災担当指定職員 防災部職員 総合センター職員（全職員）
災害警戒本部	１　雲南市に　大雨　警報が発表され、かつ24時間雨量が200mm以上と予想されるとき	自動設置	【本庁】 割り当てられた職員 （各部局の動員体制表に 【総合センター】 全職員
	２　副市長が必要と認めたとき	総合センター所長と防災部長が協議の上、副市長が決定し、設置する	総合センター所長と防災部 が決定し、指示する
災害対策本部	１　雲南市に 大雨（~~暴風の~~特別警報のいずれかが発表されたとき ２　雲南市において　大雨　警報が発表され、かつ時間雨量が80mm以上で24時間雨量が200mm以上と予想されるとき	自動設置	全職員 （各部局の動員体制表による
	３　市長が必要と認めたとき	総合センター所長と防災部長が協議の上、市長が決定し、設置する	総合センター所長と防災部 決定し、指示する

修正案

体制	基　準	体制の決定	動　員
準備体制	１　雲南市にレベル３大雨警報、以外の警報等が発表されたとき（例：台風の接近、暴風警報等） ２　停電が発生したとき ３　島根県東部の早期注意情報において、警報級の可能性が「中」「高」とされているとき	防災部長が決定する。	防災安全課職員
警戒体制	１　雲南市にレベル３大雨警報、が発表されたとき	自動配備	防災担当指定職員
	２　雲南市にレベル３大雨警報、が発表され、軽微な災害が発生する危険があるとき	総合センター所長と防災部長が協議の上、副市長が決定し、設置する。	防災担当指定職員 防災部職員 総合センター職員（全職員）
災害警戒本部	１　雲南市にレベル４大雨危険警報が発表され、かつ24時間雨量が200mm以上と予想されるとき	自動設置	【本庁】 割り当てられた職員 （各部局の動員体制表によ 【総合センター】 全職員
	２　副市長が必要と認めたとき	総合センター所長と防災部長が協議の上、副市長が決定し、設置する	総合センター所長と防災部長 が決定し、指示する
災害対策本部	１　雲南市にレベル５氾濫特別警報、レベル５大雨特別警報、レベル５土砂災害特別警報のいずれかが発表されたとき ２　雲南市においてレベル４大雨危険警報が発表され、かつ時間雨量が80mm以上で24時間雨量が200mm以上と予想されるとき	自動設置	全職員 （各部局の動員体制表による）
	３　市長が必要と認めたとき	総合センター所長と防災部長が協議の上、市長が決定し、設置する	総合センター所長と防災部長 決定し、指示する

■第５章　水防活動

５．１　気象状況の連絡

１．気象等警報・注意報の発表

（１）水防に関する気象等注意報の種類と概要及び発表基準(P22)

現行

大雨注意報

大雨によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。
ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確
る警戒レベル２である。具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想
雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。

地区	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指
雲南地区	雲南市	6	92

洪水注意報

上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあ
場合。
ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確
る警戒レベル２である。
具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想されるとき。

地区	市町村	①流域雨量指数基準	②複合基準	③指定河川予報による
雲南地区	雲南市	赤川流域=14.6， 請川流域=4.3， 三刀屋川流域=21.3， 久野川流域=10.6， 深野川流域=13.2， 阿井川流域=14.8， 中村川流域=4.4， 幡屋川流域=9.2， 遠所川流域=6.1， 佐世川流域=6，	斐伊川流域 =（5，23.1）， 三刀屋川流域 =（5，17.0）， 遠所川流域 =（5，6.1）	斐伊川 伊萱・ 灘分]

修正案

レベル２大雨注意報
レベル２土砂災害注意

大雨によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。
ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が
る警戒レベル２である。具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想され
雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。

地区	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基
雲南地区	雲南市	6	92

レベル２大雨注意報
レベル２氾濫注意報

上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると
場合。
ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が
る警戒レベル２である。
具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想されるとき。

地区	市町村	①流域雨量指数基準	②複合基準	③指定河川予報による
雲南地区	雲南市	赤川流域=14.6， 請川流域=4.3， 三刀屋川流域=21.3， 久野川流域=10.6， 深野川流域=13.2， 阿井川流域=14.8， 中村川流域=4.4， 幡屋川流域=9.2， 遠所川流域=6.1， 佐世川流域=6， 山田川流域=4.6，	斐伊川流域 =（5，23.1）， 三刀屋川流域 =（5，17.0）， 遠所川流域 =（5，6.1）	斐伊川［木 伊萱・上島 灘分］

（２）水防に関する気象等警報の種類と発表基準(P23)

現行

大雨警報

大雨により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
~~大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。~~
大雨警報~~（土砂災害）~~　は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想されるとき。

地区	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
雲南地区	雲南市	15	117

※表面雨量指数基準若しくは土壌雨量指数基準に達すると予想した場合に警報を発表。
※表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標である。
※土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標である。

洪水警報

上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想されるとき。

地区	市町村	①流域雨量指数基準	②複合基準	③指定河川洪水予報による基準
雲南地区	雲南市	赤川流域=18.3， 請川流域=5.4， 三刀屋川流域=26.7， 久野川流域=13.3， 深野川流域=16.5， 阿井川流域=18.5， 中村川流域=5.6， 幡屋川流域=11.6，	斐伊川流域=（5，36.1）， 三刀屋川流域=（9，20.5） 遠所川流域=（5，7.6）	斐伊川［木次・新伊萱・上島・大津・灘分］

修正案

レベル３土砂災害警報　レベル３大雨警報

大雨により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
レベル３大雨警報、レベル３土砂災害警報は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想されるとき。

地区	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
雲南地区	雲南市	15	117

※表面雨量指数基準若しくは土壌雨量指数基準に達すると予想した場合に警報を発表。
※表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標である。
※土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標である。

レベル３氾濫警報　レベル３大雨警報

上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想されるとき。

地区	市町村	①流域雨量指数基準	②複合基準	③指定河川洪水予報による基準
雲南地区	雲南市	赤川流域=18.3， 請川流域=5.4， 三刀屋川流域=26.7， 久野川流域=13.3， 深野川流域=16.5， 阿井川流域=18.5， 中村川流域=5.6， 幡屋川流域=11.6，	斐伊川流域=（5，36.1）， 三刀屋川流域=（9，20.5） 遠所川流域=（5，7.6）	斐伊川［木次・新伊萱・上島・大津・灘分］

（３）水防に関する気象等危険警報の種類と概要及び発表基準(P24-P25)

現行	修正案
（追加）	（３）水防に関する気象等危険警報の種類と概要及び発表基準

レベル４大雨警報・レベル４土砂災害警報

大雨により重大な災害が高いと予想される場合。
レベル４大雨危険警報、レベル４土砂災害危険警報は、危険な場所から全員避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想されるとき。

地区	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
雲南地区	雲南市	○	○

※表面雨量指数基準若しくは土壌雨量指数基準に達すると予想した場合に警報を発表。
※表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標である。
※土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標である。

レベル４大雨警報・レベル４氾濫警報

上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれが高いと予想される場合。
河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。危険な場所から全員避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想されるとき。

地区	市町村	①流域雨量指数基準	②複合基準	③指定河川洪水予報による基準
雲南地区	雲南市	赤川流域=18.3, 諸川流域=5.4, 三刀屋川流域=26.7, 久野川流域=13.3, 深野川流域=16.5, 阿井川流域=18.5, 中村川流域=5.6, 幡屋川流域=11.6, 遠所川流域=7.6, 佐世川流域=7.5, 山田川流域=5.7, 阿用川流域=9.9, 清田川流域=6.2, 須賀川流域=9.9, 刈畑川流域=4.8, 飯石川流域=9.7,	斐伊川流域=（5, 36.1）， 三刀屋川流域=（9, 20.5） 遠所川流域=（5, 7.6）	斐伊川［木次・新伊萱・上島・大津・灘分］

現行	修正案
（追加）	中野川流域=6.0， 松笠川流域=9.4， 滝谷川流域=6， 大志戸川流域=5.7， 吉田川流域=12.7， 菅谷川流域=5.6， 八重山川流域=6.6， 民谷川流域=7.6， 矢入川流域=8.5， 穴見川流域=6.2 ※①～③のいずれかの基準に達すると予想した場合に警報を発表。 ※流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標。 ※「複合基準」とは、表面雨量指数、流域雨量指数に組み合わせによる基準値を表す。

（４）水防に関する気象等特別警報の種類と概要及び発表基準（参考）（P25）

現行	修正案
特別警報 現象の種類：大雨 基準：~~大雨~~特別警報（土砂災害） 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の値以上となる 1km 格子が概ね 10 個以上まとまって出現することが予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合。 指標は以下のリンクを参照。 （ https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/shimane/tk_mesh_shimane.csv） 大雨特別警報（浸水害：中小河川の増水・氾濫による浸水害を含む） 以下の①又は②を満たすと予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合。	特別警報 現象の種類：大雨 基準：レベル５土砂災害特別警報 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の値以上となる 1km 格子が概ね 10 個以上まとまって出現することが予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合。 指標は以下のリンクを参照。 （ https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/shimane/tk_mesh_shimane.csv） レベル５大雨特別警報 以下の①又は②を満たすと予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合。

（５）大雨に関する情報を補足する情報(P26)

現行

気象庁は、注意報、警報、　　特別警報を補足する情報として、浸水キキクル、洪水キキクルおよび流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種　類	内　容
浸水キキクル ~~（大雨警報（浸水害）の危険度分布）~~	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報（常時 10 分毎に更新）。
洪水キキクル ~~（洪水警報の危険度分布）~~	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を地図上で概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報（常時 10 分間毎に更新）。
（追加）	（追加）
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、上流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」の予測値を　　~~洪水~~警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時 10 分毎に更新）。

修正案

気象庁は、注意報、警報、危険警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル、洪水キキクルおよび流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種　類	内　容
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報（常時 10 分毎に更新）。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を地図上で概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報（常時 10 分間毎に更新）。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当 ・「危険」（紫）：危険な箇所から避難をする必要があるとされる警戒レベル４に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルを統合して示す情報
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、上流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」の予測値を大雨警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時 10 分毎に更新）。

２．気象等情報の発表(P27)

現行	修正案
松江地方気象台は、気象の予報等について、気象等警報や注意報に先立って注意を喚起する場合や、気象等警報や注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点等を解説する場合等に　　情報を発表する。 なお、「　　~~島根県記録的短時間大雨情報~~」は、　　大雨警報　　発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量100㎜以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（解析雨量*2：気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。 また、「　　~~顕著な大雨に関する気象情報~~」は、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使用して発表する。 この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル 4 相当以上の状況で発表する。 なお、「　　~~顕著な大雨に関する気象情報~~」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。この呼びかけは、警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表する。	松江地方気象台は、気象の予報等について、気象等警報や注意報に先立って注意を喚起する場合や、気象等警報や注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点等を解説する場合等に気象解説情報を発表する。 なお、「気象防災速報（記録的短時間大雨情報）」は、レベル３大雨警報やレベル３土砂災害警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量100㎜以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（解析雨量*：気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクルの「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。 「気象防災速報（線状降水帯発生）」は、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使用して発表する。 この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル 4 相当以上の状況で発表する。また、今後３時間以内に、線状降水帯の発生により非常に激しい雨が降り続く可能性が高まった場合は、気象防災速報（線状降水帯直前予測）を発表する。 なお、「気象解説情報（線状降水帯半日前予測）」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。この呼びかけは、警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表する。

気象等警報・注意報・情報伝達系統図（P28）

現行	修正案
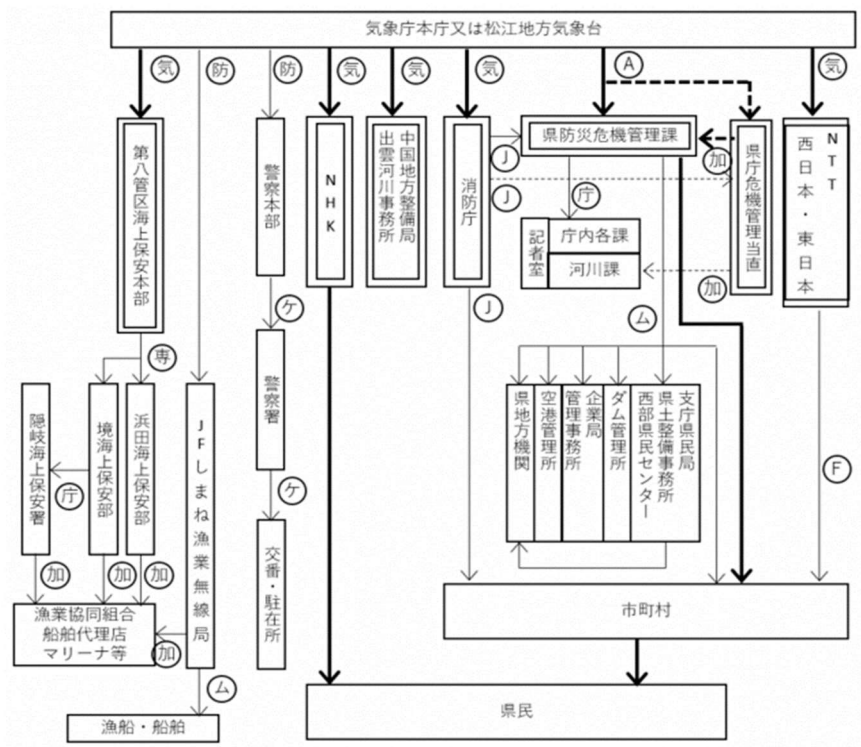	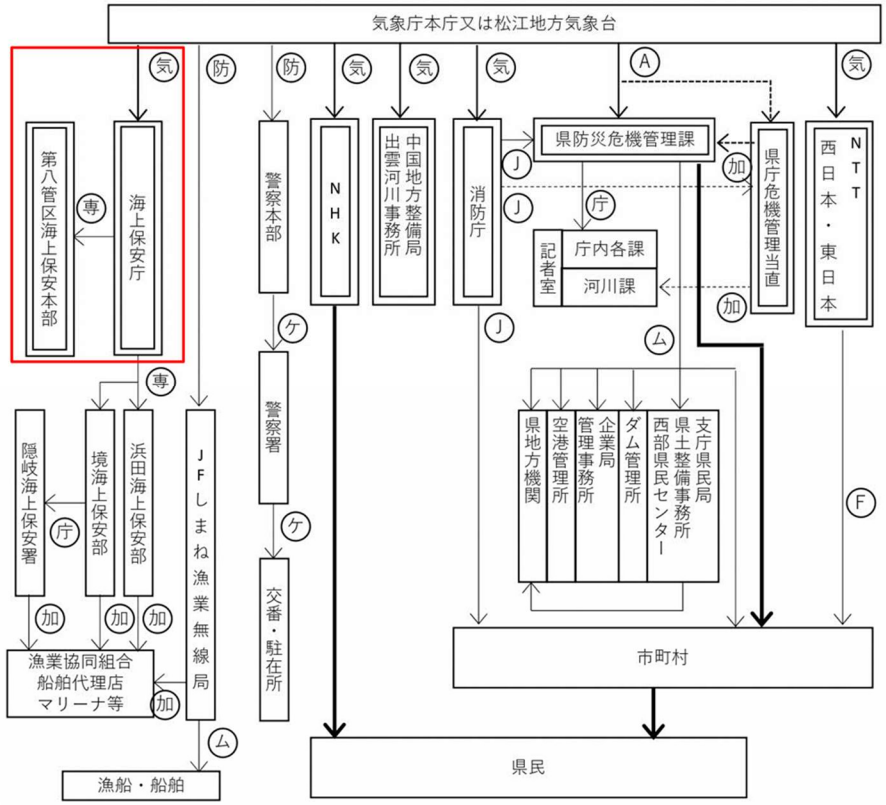

５．２　雨量、水位及びカメラ画像の観測と通報及び公表

１．雨量・水位・カメラ画像の観測システム及び利用可能な関係機関(P30)

現行

インターネット 【川の防災情報】 https://www.river.go.jp	国土交通省	全機関、一般	斐伊川、江の川、高津川等に関する国土交通省が管理する河川の情報 （島根県河川課ホームページからリンクしている）
インターネット 【川の水位情報】 https://k.river.go.jp	国土交通省	全機関、一般	危機管理型水位計（県所有）の観測値等
インターネット 【気象庁ホームページ】 https://www.jma.go.jp/jma/index.html	気象庁	全機関、一般	島根県内の気象庁管理（アメダス）の雨量等

修正案

インターネット 【川の防災情報】 https://www.river.go.jp	国土交通省	全機関、一般	斐伊川、江の川、高津川等に関する国土交通省が管理する河川の情報 （島根県河川課ホームページからリンクしている）
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
インターネット 【気象庁ホームページ】 https://www.jma.go.jp/jma/index.html	気象庁	全機関、一般	島根県内の気象庁管理（アメダス）の雨量等

５．４　洪水予報（国土交通省管理河川）

３．洪水予報の種類と発表基準(P34)

現行

種類	情報名	発表基準	警戒レベル
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」又は「氾濫発生情報（氾濫水の予報）」	・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき	5相当
	「氾濫危険情報」	・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき（国土交通大臣が指定した河川に限る） ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき	4相当
	「氾濫警戒情報」	・氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）	3相当
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき	2相当
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）	2相当
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき	

修正案

情報名	発表基準	警戒レベル
レベル５氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫発生推移に達したとき	5相当
レベル４氾濫危険警報	基準地点の推移が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。	4相当
レベル３氾濫警報	基準点の推移が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は避難判断推移に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。	3相当
レベル２氾濫注意報	基準地点の推移が氾濫注意推移（警戒水位）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。	2相当
レベル２氾濫注意報（警報解除）	レベル４氾濫危険警報又はレベル３氾濫警報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意推移を下回った場合を除く）、又は氾濫警報発表中に、基準推移観測所の水位上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）	2相当
レベル２氾濫注意報解除	レベル５氾濫発生情報、レベル４氾濫危険警報、レベル３氾濫警報又はレベル２氾濫注意報を発表中に、基準水位観測所の推移が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき	

４．洪水予報河川（国管理河川）対象水位観測所(P34)

現行

河川名	観測所名	所在地	計画高水位 m	氾濫危険水位 m	避難判断水位 m	氾濫注意水位 m	水防団待機水位 m	関係水防支部名(地区名)	対象市町村名
斐伊川	木次	雲南市木次町下熊谷	5.50	4.80	4.20	3.50	2.50	雲南	雲南市
	新伊萱	雲南市加茂町三代	5.30	5.00	4.30	3.40	2.50	雲南 出雲	雲南市 出雲市

修正案

河川名	観測所名	所在地	氾濫発生水位 m	計画高水位 m	氾濫危険水位 m	避難判断水位 m	氾濫注意水位 m	水防団待機水位 m	関係水防支部名(地区名)	対象市町村名
斐伊川	木次	雲南市木次町下熊谷	5.55	5.50	4.80	4.20	3.50	2.50	雲南	雲南市
	新伊萱	雲南市加茂町三代	6.20	5.30	5.00	4.30	3.40	2.50	雲南 出雲	雲南市 出雲市

５．斐伊川洪水予報伝達系統図(P35)

現行

雲南市(防災部防災安全課)
TEL (防) 464-2-2351
〃 (加) 0854-40-1027
FAX (防) 464-81
〃 (加) 0854-40-1029
TEL (加) 0854-40-1027
FAX (加) 0854-40-1029

自衛隊出雲駐屯地
TEL (防) 526-81
〃 (加) 0853-21-1045(内232)
FAX (防) 526-81
〃 (加) 0853-21-5975

修正案

雲南市(防災部防災安全課)
TEL (防) 464-800
〃 (加) 0854-40-1027
FAX (防) 464-840
〃 (加) 0854-40-1029
TEL (加) 0854-40-1027
FAX (加) 0854-40-1029

陸上自衛隊出雲駐屯地
TEL (防) 526-81
〃 (加) 0853-21-1045(内232)
FAX (防) 526-81
〃 (加) 0853-21-5975

５．５　水位周知河川（県管理河川）(P36)

現行	修正案
県が、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により重大又は相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川（以下「水位周知河川」という）において、別に定める発表基準により、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位、　に到達した場合は、直ちに島根県水防計画に定める水防関係機関にその旨を通知しなければならない。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。	県が、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により重大又は相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川（以下「水位周知河川」という）において、別に定める発表基準により、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位、氾濫発生水位に到達した場合は、直ちに島根県水防計画に定める水防関係機関にその旨を通知しなければならない。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

５．５　水位周知河川（県管理河川）
１．水位到達情報（県管理河川）の発表、伝達方法(P36)

現行

（４）水防支部は、次表②の氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位、　に達した場合、水防関係機関へ速やかに発表し周知させる。
発表の様式は別表第２７号表１・２・３・４・５・６のとおりとする。

発表基準

河川名	氾濫注意情報（氾濫注意水位）	氾濫警戒情報（避難判断水位）	氾濫危険情報（氾濫危険水位※）
相当する警戒レベル	２相当	３相当	４相当
次表②に記載する水位周知河川	○	○	○

※氾濫危険水位は水防法第１３条で規定される洪水特別警戒水位と同義

修正案

（４）水防支部は、次表②の氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位、氾濫発生水位に達した場合、水防関係機関へ速やかに発表し周知させる。
発表の様式は別表第２８号表　　のとおりとする。

発表基準

河川名	レベル２氾濫注意情報（氾濫注意水位）	レベル３氾濫警戒情報（避難判断水位）	レベル４氾濫危険情報（氾濫危険水位※）	レベル５氾濫発生情報（氾濫発生水位※）
相当する警戒レベル	２相当	３相当	４相当	５相当
次表②に記載する水位周知河川	○	○	○	○

※氾濫危険水位は水防法第１３条で規定される洪水特別警戒水位と同義
※氾濫発生水位は洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫が発生する水位（堤防天端高（又は背後地地盤高））

５．５　水位周知河川（県管理河川）

１．水位到達情報（県管理河川）の発表、伝達方法

②水位周知河川（県管理河川）、対象水位観測所(P37)

現行

②水位周知河川（県管理河川）対象水位観測所

河川名	観測所名	所在地	堤防高 上段：左岸 下段：右岸	氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	関係水防支部名（地区名）	対象市町村名
			(m)	(m)	(m)	(m)	(m)		
斐伊川（幹川）	日登	雲南市木次町西日登	5.00 5.00	4.50	3.70	2.70	1.60	雲南	雲南市
久野川	日の出橋	雲南市木次町東日登	4.50 4.60	2.90	2.70	2.20	1.50	〃	〃
赤川	町上	雲南市加茂町加茂中	7.64 7.49	5.10	3.70	3.00	1.70	〃	〃
三刀屋川	坂山橋	雲南市三刀屋町三刀屋	5.10 6.10	2.90	2.40	2.20	1.80	〃	〃
〃	新三刀屋	雲南市三刀屋町三刀屋	8.70 8.70	7.30	6.40	5.00	3,90	〃	〃

修正案

②水位周知河川（県管理河川）対象水位観測所

河川名	観測所名	所在地	堤防高 上段：左岸 下段：右岸	氾濫発生水位	氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	関係水防支部名（地区名）	対象市町村名
			(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	(m)		
斐伊川（幹川）	日登	雲南市木次町西日登	5.00 5.00	5.26	4.50	3.70	2.70	1.60	雲南	雲南市
久野川	日の出橋	雲南市木次町東日登	4.50 4.60	4.16	2.90	2.70	2.20	1.50	〃	〃
赤川	町上	雲南市加茂町加茂中	7.64 7.49	7.33	5.10	3.70	3.00	1.70	〃	〃
三刀屋川	坂山橋	雲南市三刀屋町三刀屋	5.10 6.10	3.90	2.90	2.40	2.20	1.80	〃	〃
〃	新三刀屋	雲南市三刀屋町三刀屋	8.70 8.70	7.94	7.30	6.40	5.00	3,90	〃	〃

５．６　氾濫の通報・通知、周知（国土交通省管理河川）（P39）

<table>
<tr><th>現行</th><th>修正案</th></tr>
<tr><td>（追加）</td><td>

５．６　氾濫の通報・通知、周知（国土交通省管理河川）

１．氾濫の通報

国土交通大臣が指定した河川について、浸水想定区域における氾濫により著しい危険が切迫し、相当な損害が生ずるおそれがあると認めるとき（氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき）は、直ちにこの水防計画で定める水防関係機関にその状況を通知しなければならない。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

２．氾濫発生情報の発表、伝達方法

（1）　氾濫通報を行う対象河川（国土交通省管理河川）区域及び通報者、通報の基準となる水位観測所、対象水防管理団体は次表①のとおりとする。

（2）　氾濫通報は５．４洪水予報（国土交通省管理河川）におけるレベル５氾濫発生情報の通知と兼ねる。（氾濫通報の目安となる水位は５．４洪水予報（国土交通省管理河川）における氾濫発生水位）

① 氾濫通報対象河川（国土交通省管理河川）、区域、通報基準、通報担当官署、対象市町村等

河川名	観測所名	氾濫発生水位(m)	所在地	通報を行う区域 ※	通報基準	通報担当官署	対象市町村名
斐伊川	木次	5.55	雲南市木次町下熊谷	左岸：熊谷大橋付近から三刀屋川合流地点まで 右岸：熊谷大橋付近から三刀屋川合流地点まで	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認	国土交通省出雲河川事務所	雲南市
〃	新伊萱	6.20	雲南市加茂町三代	左岸：三刀屋川合流地点から森坂大橋付近まで 右岸：三刀屋川合流地点から森坂大橋付近まで	〃	〃	雲南市 出雲市

※氾濫、洪水等の通報を行う河川の範囲の実施区域は告示されたものではなく現状に合わせたものである。

</td></tr>
</table>

５．７　氾濫の通報・通知、周知（県管理河川）（P40）

現行	修正案
（追加）	５．７　氾濫の通報・通知、周知（県管理河川） １．氾濫の通報 知事が指定した河川※1について、浸水想定区域における氾濫により著しい危険が切迫し、相当な損害が生ずるおそれがあると認めるとき（氾濫する可能性のある水位に到達したとき）は、直ちにこの水防計画で定める水防関係機関にその状況を通知しなければならない。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。 ２．氾濫発生情報の発表、伝達方法 （１）　氾濫通報を行う対象河川（県管理河川）区域及び通報者、通報の基準となる水位観測所、対象水防管理団体は次表①の通りとする。 （２）　氾濫通報は５．５水位周知（県管理河川）におけるレベル５氾濫発生情報の通知と兼ねる。（氾濫通報基準水位は５．５水位周知（県管理河川）における氾濫発生水位） ３．決壊の通報 堤防等が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、又は消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに県及び水防関係者に通報しなければならない。 この通報を受けた県は、決壊により相当の損害を生ずるおそれのあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちにこの水防計画で定める水防関係機関に通知しなければならない。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。 ４．決壊通報の伝達方法 （１）　決壊通報は次図②に示す伝達系統により行うものとする。 （２）　水防支部は水防管理者等から堤防その他施設の決壊について通報を受けたときには、別表１５号表、１６号表、１７号表、１８号表（出水様式一総括、２(1)・(2)、３）により水防本部へ通知しなければならない。 （３）　この通報を受けた水防本部は、決壊等により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を別表１９号表により直ちにこの水防計画で定める水防関係機関に通知する。 ※1：柔伊川、赤川、三刀屋川、久野川

５．７　氾濫の通報・通知、周知（県管理河川）

①氾濫通報対象河川（県管理河川）、区域、通報基準、通報担当官署、対象市町村等(P41)

現行	修正案
（追加）	①氾濫通報対象河川（県管理河川）、区域、通報基準、通報担当官署、対象市町村等

河川名	観測所名	氾濫発生水位(m)	所　在　地	通報を行う区域	通報基準	通報担当者	関係水防支部名(地区名)	対象市町村名
斐伊川※（斡川）	日登	(m) 6.26	雲南市木次町西日登	左岸：雲南市三刀屋町上熊谷（新引野橋）から雲南市木次町下熊谷1912番の2地先まで 右岸：熊谷大橋付近から三刀屋川合流地点まで	氾濫する可能性のある水位	雲南	雲南	雲南市
久野川※	日の出橋	(m) 4.16	雲南市木次町東日登	左岸：雲南市木次町東日登（日の出橋）から斐伊川への合流点まで 右岸：雲南市木次町木次（日の出橋）から斐伊川への合流点まで	〃	〃	〃	〃
赤　川※	町上	(m) 7.33	雲南市加茂町加茂中	左岸：雲南市大東町大東869番の1地先（神田橋）から斐伊川への合流点まで 右岸：雲南市大東町大東7番地先（神田橋）から斐伊川への合流点まで	〃	〃	〃	〃
三刀屋川※	坂山橋	(m) 3.90	雲南市三刀屋町三刀屋	左岸：雲南市三刀屋町古城1203番の5地先（坂山橋）から雲南市三刀屋町古城（天神頭首工）まで 右岸：雲南市三刀屋町三刀屋390番の1地先（三刀屋新大橋）から雲南市三刀屋町三刀屋（天神頭首工）まで	〃	〃	〃	〃
三刀屋川※	新三刀屋	(m) 7.34	雲南市三刀屋町三刀屋	左岸：雲南市三刀屋町古城（天神頭首工）から斐伊川への合流点まで 右岸：雲南市三刀屋町三刀屋（天神頭首工）から斐伊川への合流点まで	〃	〃	〃	〃

※斐伊川（斡川）（日登）～三刀屋川の氾濫発生情報の通報は水位周知河川の運用と同様に行う

５．７　氾濫の通報・通知、周知（県管理河川）

②決壊通報伝達系統図(P42)

現行	修正案
（追加）	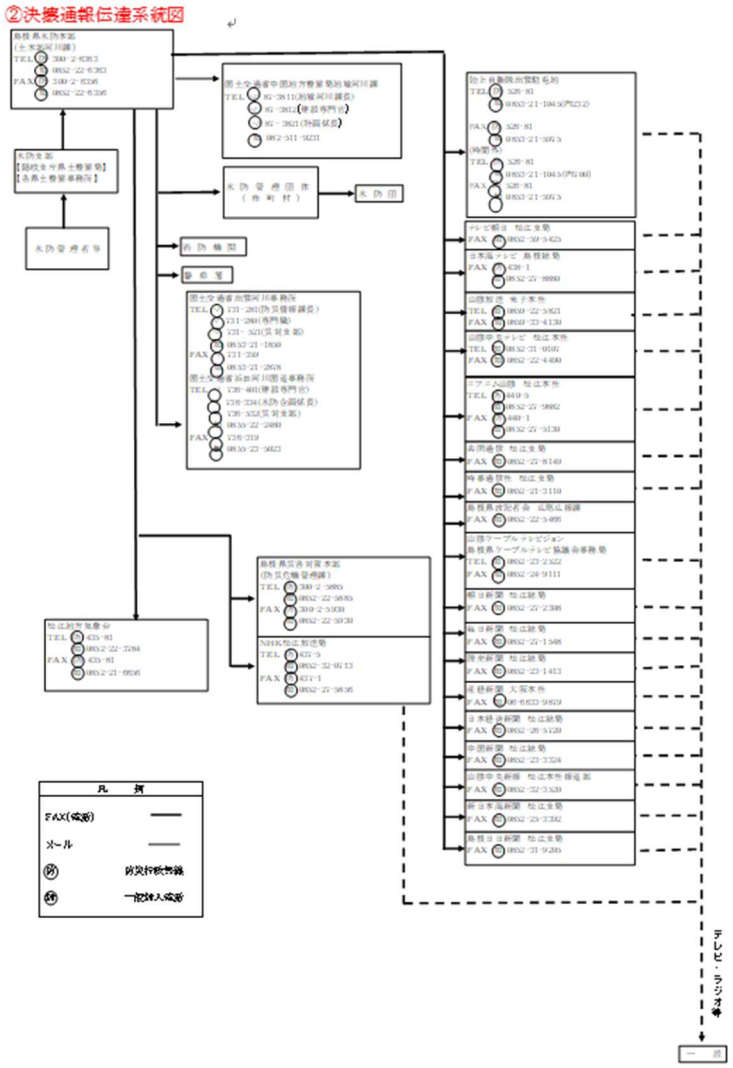

５．８　水防警報(国土交通省管理河川)

３．水防警報（国土交通省管理河川）の発表、伝達等の方法

①水防警報（国土交通省管理河川）伝達保系統図(P44)

現行	修正案
西日本電信電話（株）島根支店 ＦＡＸ　㊐ 0852-20-7921	ＮＴＴ西日本（株）島根支店 ＦＡＸ　㊐ 0852-20-7921

５．８　水防警報(国土交通省管理河川)

３．水防警報（国土交通省管理河川）の発表、伝達等の方法

③水防警報（国土交通省管理河川）対象水位観測所及び水防管理団体(P45)

現行

③水防警報（国土交通省管理河川）対象水位観測所及び水防管理団体

河川名	観測所名	所在地	計画高水位	氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	関係水防支部名（地区名）	活動対象管理団体名
斐伊川（斐伊川）	木次	雲南市木次町下熊谷	(m) 5.50	(m) 4.80	(m) 4.20	(m) 3.50	(m) 2.50	雲南	雲南市
〃	新伊萱	雲南市加茂町三代	5.30	5.00	4.30	3.40	2.50	雲南 出雲	雲南市、出雲市

修正案

③水防警報（国土交通省管理河川）対象水位観測所及び水防管理団体

河川名	観測所名	所在地	氾濫発生水位	計画高水位	氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	関係水防支部名（地区名）	活動対象管理団体名
斐伊川（斐伊川）	木次	雲南市木次町下熊谷	(m) 5.55	(m) 5.50	(m) 4.80	(m) 4.20	(m) 3.50	(m) 2.50	雲南	雲南市
〃	新伊萱	雲南市加茂町三代	6.20	5.30	5.00	4.30	3.40	2.50	雲南 出雲	雲南市、出雲市

※レベル５氾濫発生情報については氾濫発生水位としての運用は行わず、氾濫の発生を確認されたときに発表するものとして運用する。

５．９　水防警報(県管理河川)

②水防警報（県管理河川）伝達系統図(P47)

現行	修正案
西日本電信電話（株）島根支店 ＦＡＸ　㊐ 0852-20-7921	ＮＴＴ西日本（株）島根支店 ＦＡＸ　㊐ 0852-20-7921

５．９　水防警報(県管理河川)

③水防警報河川（県管理河川）対象水位観測所及び活動対象水防管理団体(P48)

現行

③水防警報河川（県管理河川）、対象水位観測所及び活動対象水防管理団体

河川名	観測所名	所在地	堤防高 上段：左岸 下段：右岸	氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	関係水防支部名（地区名）	対象市町村名
			(m)	(m)	(m)	(m)	(m)		
斐伊川（幹川）	日登	雲南市木次町 西日登	5.00 5.00	4.50	3.70	2.70	1.60	雲南	雲南市
久野川	日の出橋	雲南市木次町 東日登	4.50 4.60	2.90	2.70	2.20	1.50	〃	〃
赤川	町上	雲南市加茂町 加茂中	7.64 7.49	5.10	3.70	3.00	1.70	〃	〃
三刀屋川	坂山橋	雲南市三刀屋町 三刀屋	5.10 6.10	2.90	2.40	2.20	1.80	〃	〃
〃	新三刀屋	雲南市三刀屋町 三刀屋	8.70 8.70	7.30	6.40	5.00	3.90	〃	〃

修正案

③水防警報河川（県管理河川）、対象水位観測所及び活動対象水防管理団体

河川名	観測所名	所在地	堤防高 上段：左岸 下段：右岸	氾濫発生水位	氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	関係水防支部名（地区名）	対象市町村名
			(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	(m)		
斐伊川（幹川）	日登	雲南市木次町 西日登	5.00 5.00	6.26	4.50	3.70	2.70	1.60	雲南	雲南市
久野川	日の出橋	雲南市木次町 東日登	4.50 4.60	4.16	2.90	2.70	2.20	1.50	〃	〃
赤川	町上	雲南市加茂町 加茂中	7.64 7.49	7.33	5.10	3.70	3.00	1.70	〃	〃
三刀屋川	坂山橋	雲南市三刀屋町 三刀屋	5.10 6.10	3.90	2.90	2.40	2.20	1.80	〃	〃
〃	新三刀屋	雲南市三刀屋町 三刀屋	8.70 8.70	7.94	7.30	6.40	5.00	3.90	〃	〃

５．１８　決壊後の措置（法２６）（P58）

現行	修正案
５．１６　決壊に際しての措置 １．決壊の通報（法２５） 堤防等が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者（雲南市長）又は消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに住民、水防雲南支部長、雲南警察署長、及び隣接水防管理者等に通報しなければならない。 ２．決壊後の措置（法２６） 堤防等が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときでも、水防管理者（雲南市長）、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。	**５．１８　決壊後の措置（法２６）** 堤防等が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときでも、水防管理者（雲南市長）、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

５．１９　避難のための立退又は緊急に安全を確保すべき対応（P58）

現行	修正案
５．１７　避難のための立退 １．指示（法２９） 洪水、雨水出水による著しい危険が切迫し、必要と認める区域の居住者が避難のため立ち退く必要があるときは、島根県水防本部長、島根県水防本部長の命を受けた者又は水防管理者（雲南市長）は、迅速、確実に居住者　に対して　指示する。なお、水防管理者（雲南市長）が指示する場合には雲南警察署長にその旨を通知しなければならない。	**５．１９　避難のための立退又は緊急に安全を確保すべき対応** １．指示（法２９） 洪水、雨水出水による著しい危険が切迫し、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者が避難のため立ち退く必要があるときは、島根県水防本部長、島根県水防本部長の命を受けた者又は水防管理者（雲南市長）は、迅速、確実に居住者、滞在者その他の者に対して避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待機その他の緊急に安全を確保すべきことを指示する。なお、水防管理者（雲南市長）が指示する場合には雲南警察署長にその旨を通知しなければならない。

●別表

■第１号表　雨量観測一覧

（５）中国電力関係(P62)

現行

水系名	観測所名	所在地		施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
		市町村	大字等				
斐伊川	阿井川ダム	奥出雲町	河内	中国電力㈱ 東部水力 センター	東部水力 センター	0853 21-6157	テレメーター

修正案

水系名	観測所名	所在地		施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
		市町村	大字等				
斐伊川	阿井川ダム	奥出雲町	河内	中国電力㈱ 東部水力 センター	東部水力 センター (出雲)	0853 21-6157	テレメーター

■第２号表　水位観測一覧

（１）島根県関係水防情報システム関係(P64)

現行

水防支部（地区名）	河川名	観測所名	所在地		堤防高 上段：左岸 下段：右岸	氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	管理者名	観測者名	電話番号	観測方法	発表情報等	量水標
			市町村	大字等											
雲南	斐伊川	日登	雲南市	木次町日登	5.00 5.00	4.50	3.70	2.70	1.60	出雲河川事務所	雲南県土整備事務所	0854-42-9587	テレメーター	雨、警	
	赤川	神田橋	〃	大東町大東	5.20 5.20			2.50	1.50	雲南県土整備事務所	〃	〃	〃		
	〃	町上	〃	加茂町加茂中	7.64 7.49	5.10	3.70	3.00	1.70	出雲河川事務所	〃	〃	〃	雨、警	有
	〃	八口橋	〃	加茂町神原	7.80 7.80			3.10	1.80	雲南県土整備事務所	〃	〃	〃		
	奥田川	奥田川	〃	加茂町神原						〃	〃	〃	〃		
	堂の前川	堂の前川	〃	加茂町大竹						〃	〃	〃	〃		
	内原川	内原川	〃	加茂町加茂中						〃	〃	〃	〃		
	久野川	日の出橋	〃	木次町東日登	4.50 4.60	2.90	2.70	2.20	1.50	〃	〃	〃	〃	雨、警	有
	三刀屋川	掛合大橋	〃	掛合町掛合	4.50 4.50			2.60	1.50	〃	〃	〃	〃		有
	〃	坂山橋	〃	三刀屋町三刀屋	5.10 6.10	2.90	2.40	2.20	1.80	〃	〃	〃	〃	雨、警	有
	〃	新三刀屋	〃	三刀屋町三刀屋	8.70 8.70	7.30	6.40	5.00	3.90	出雲河川事務所	〃	〃	〃	雨、警	

修正案

水防支部（地区名）	河川名	観測所名	所在地		堤防高 上段：左岸 下段：右岸	氾濫発生水位	氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	管理者名	観測者名	電話番号	観測方法	発表情報等	量水標
			市町村	大字等												
雲南	斐伊川	日登	雲南市	木次町日登	5.00 5.00	6.26	4.50	3.70	2.70	1.60	出雲河川事務所	雲南県土整備事務所	0854-42-9587	テレメーター	雨、警	
	赤川	神田橋	〃	大東町大東	5.20 5.20				2.50	1.50	雲南県土整備事務所	〃	〃	〃		
	〃	町上	〃	加茂町加茂中	7.64 7.49	7.33	5.10	3.70	3.00	1.70	出雲河川事務所	〃	〃	〃	雨、警	有
	〃	八口橋	〃	加茂町神原	7.80 7.80				3.10	1.80	雲南県土整備事務所	〃	〃	〃		
	奥田川	奥田川	〃	加茂町神原							〃	〃	〃	〃		
	堂の前川	堂の前川	〃	加茂町大竹							〃	〃	〃	〃		
	内原川	内原川	〃	加茂町加茂中							〃	〃	〃	〃		
	久野川	日の出橋	〃	木次町東日登	4.50 4.60	4.16	2.90	2.70	2.20	1.50	〃	〃	〃	〃	雨、警	有
	三刀屋川	掛合大橋	〃	掛合町掛合	4.50 4.50				2.60	1.50	〃	〃	〃	〃		有
	〃	坂山橋	〃	三刀屋町三刀屋	5.10 6.10	3.90	2.90	2.40	2.20	1.80	〃	〃	〃	〃	雨、警	有
	〃	新三刀屋	〃	三刀屋町三刀屋	8.70 8.70	7.94	7.30	6.40	5.00	3.90	出雲河川事務所	〃	〃	〃	雨、警	

■第２号表　水位観測一覧

（２）国土交通省関係(P64)

現行

河川名	観測所名	所在地		堤防高 上段:左岸 下段:右岸	氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法	発表情報等
		市町村	大字等										
三刀屋川	しんみとや 新三刀屋	雲南市	三刀屋町 地王						出雲河川事務所	出雲河川事務所	0853 21-1850	テレメーター	
斐伊川	おばら 尾原	〃	木次町 平田						〃	〃	〃	〃	
〃	ひのぼり 日登	〃	木次町 西日登						〃	〃	〃	〃	
〃	きすき 木次	〃	木次町 下熊谷	7.59 7.47	4.80	4.20	3.50	2.50	〃	〃	〃	〃	洪警
〃	しんいがや 新伊賀	〃	加茂町 三代	10.20 10.23	5.00	4.30	3.40	2.50	〃	〃	〃	〃	洪警
赤川	まるがみ 町上	雲南市	加茂町 加茂中						〃	〃	〃	〃	

修正案

河川名	観測所名	所在地		堤防高 上段:左岸 下段:右岸	氾濫発生水位	氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法	発表情報等
		市町村	大字等											
三刀屋川	しんみとや 新三刀屋	雲南市	三刀屋町 地王							出雲河川事務所	出雲河川事務所	0853 21-1850	テレメーター	
斐伊川	おばら 尾原	〃	木次町 平田							〃	〃	〃	〃	
〃	ひのぼり 日登	〃	木次町 西日登							〃	〃	〃	〃	
〃	きすき 木次	〃	木次町 下熊谷	7.59 7.47	5.55	4.80	4.20	3.50	2.50	〃	〃	〃	〃	洪警
〃	しんいがや 新伊賀	〃	加茂町 三代	10.20 10.23	6.20	5.00	4.30	3.40	2.50	〃	〃	〃	〃	洪警
赤川	まるがみ 町上	〃	加茂町 加茂中							〃	〃	〃	〃	

■第９号表　ダム一覧表(P76)

現行

水防支部名 (地区名)	河川名	名称	所在地	所管	連絡先
雲南	斐伊川	尾原ダム	雲南市木次町平田	国土交通省 (出雲河川事務所)	尾原ダム管理支所 飯南 (0854) 48-0780

修正案

水防支部名 (地区名)	河川名	名称	所在地	所管	連絡先
雲南	斐伊川	尾原ダム	雲南市木次町平田	国土交通省 (出雲河川事務所)	尾原ダム管理支所 雲南 (0854) 48-0780

■第１２号表　水防管理団体水防倉庫並びに現有資機材器具一覧表（令和７年１２月３１日現在）（P82）

現行	修正案
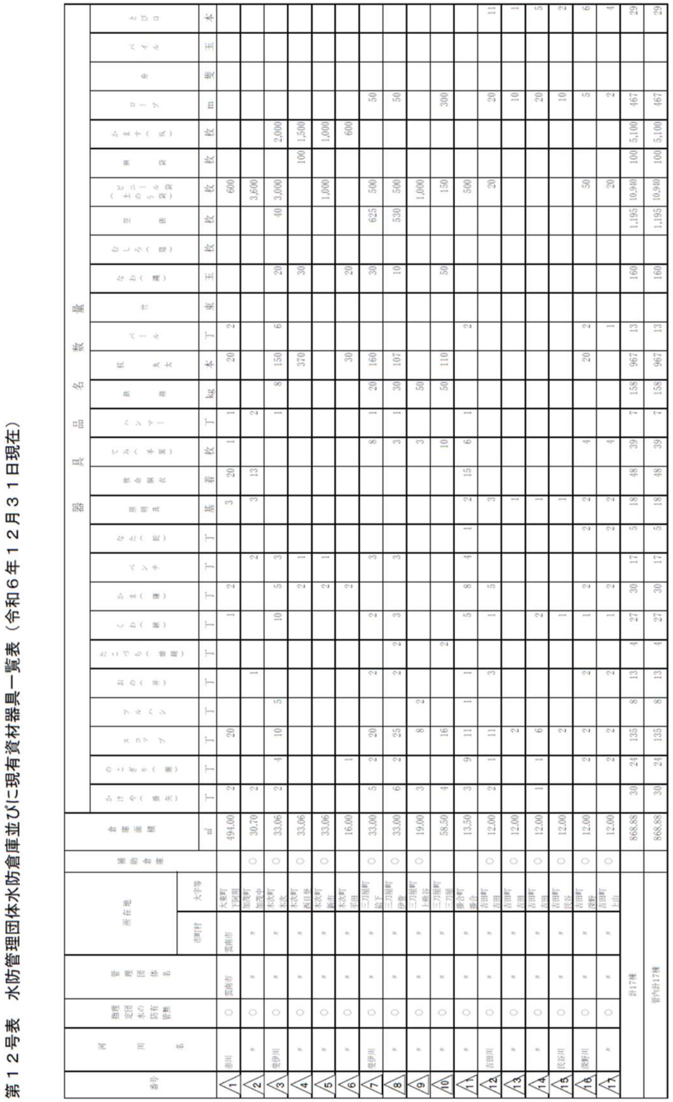	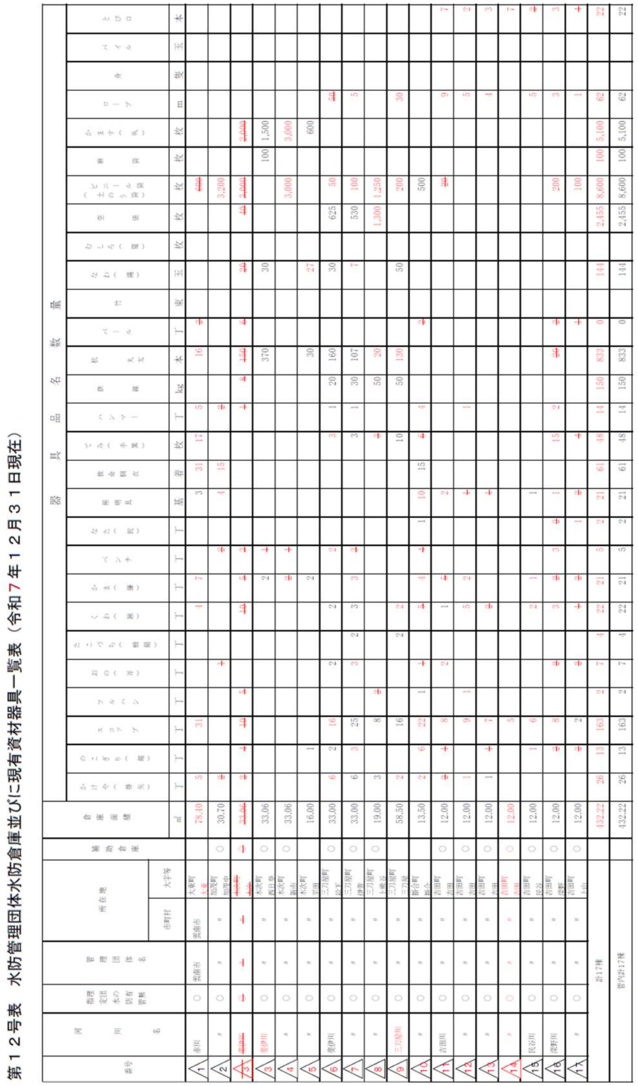

■第１３号表　水防輸送車輛配置一覧表(P83)

現行

区分	機関名	車種 乗用車 大型	乗用車 小型	オフロード車	トラック 大型	トラック 小型	トラック 軽四	バン 大型 2,000cc	バン 小型	バン 軽四	二輪車	その他	備考
水防支部	雲南県土整備事務所		2	3		1			13	3		3	軽乗用車
国土交通省	出雲河川事務所	2	10	4					3			1	マイクロバス
	〃 平田出張所		1	1					1				
	〃 尾原ダム管理支所		1	1					1			1	軽乗用車
水防管理団体	雲南市	2	37	2	3		12		1	56	0	10	排水ポンプ車 1 給水車 1 高所作業車 1 緊急車両 6 油圧ショベル 1

修正案

区分	機関名	車種 乗用車 大型	乗用車 小型	オフロード車	トラック 大型	トラック 小型	トラック 軽四	バン 大型 2,000cc	バン 小型	バン 軽四	二輪車	その他	備考
水防支部	雲南県土整備事務所		4	2		2			11	3		3	軽乗用車
国土交通省	出雲河川事務所	2	10	4					3			1	マイクロバス
	〃 平田出張所		1	1					1				
	〃 尾原ダム管理支所		1	1					1			1	軽乗用車
水防管理団体	雲南市	2	32	2	3		12		1	56	0	10	排水ポンプ車 1 給水車 1 高所作業車 1 緊急車両 6 油圧ショベル 1

■第１４号表　災害対策用機械配置一覧表

（１）国土交通省所有機械基地名称及び位置（P84）

現行

基　地　名	所　在　地	台数	規　　格	車両総重量(kg)
浜田河川国道事務所 江の川下流出張所	江津市渡津町	１台	排水ポンプ車 0.5 ㎥/ｓ （揚程２０ｍ） 機械番号 24-4706	17,480
		１台	照明車 1.3kw×６灯 機械番号 30-4706	5,235
浜田河川国道事務所 多田水防倉庫	川本町多田	１台	排水ポンプ車 0.5 ㎥/ｓ （揚程２０ｍ）　本部付 機械番号 22-4700	17,050
浜田河川国道事務所 尾原水防倉庫	川本町川下	１台	排水ポンプ車 0.5 ㎥/ｓ （揚程２０ｍ）　本部付 機械番号 R06-4700	17,560
		１台	照明車２kw×６灯 本部付 機械番号 20-4705	7,650
浜田河川国道事務所 益田国道維持出張所	益田市あけぼの町	１台	照明車 1.3kw×６灯（LED） 機械番号 16-1709　本部付	7,665

修正案

基　地　名	所　在　地	台数	規　　格	車両総重量(kg)
浜田河川国道事務所 江の川下流出張所	江津市渡津町	１台	排水ポンプ車 0.5 ㎥/ｓ （揚程２０ｍ） 機械番号 24-4706	17,480
		１台	照明車 1.3kw×６灯(LED) 機械番号 30-4706	5,235
浜田河川国道事務所 多田水防倉庫	川本町多田	１台	排水ポンプ車 0.5 ㎥/ｓ （揚程２０ｍ）　本部付 機械番号 22-4700	17,050
浜田河川国道事務所 尾原水防倉庫	川本町川下	１台	排水ポンプ車 0.5 ㎥/ｓ （揚程２０ｍ）　本部付 機械番号 R06-4700	17,570
		１台	照明車 1.3kw×６灯(LED) 本部付 機械番号 R06-4700	7,655
浜田河川国道事務所 益田国道維持出張所	益田市あけぼの町	１台	照明車 1.2kw×６灯（LED） 機械番号 R06-1700　本部付	7,690

（４）雲南市所有機械基地名称及び位置【小型ポンプ車を除く】

２）島根県所有機械（P85）

現行

各県土整備事務所等（各水防支部・地区）	管理課	TEL	県水防計画 P6 参照
		FAX	〃

修正案

各県土整備事務所等（各水防支部・地区）	総務課または 管理課	TEL	県水防計画 P6 参照
		FAX	〃

浜田河川国道事務所保有の排水ポンプ（P88）

現行	修正案
 能　　力：30m³／min(5m³／min×6：揚程 20m) 設置人数：５名程度 運転時間：１４時間 （尾原水防倉庫） 能　　力：30m³／min(7.5m³／min×4) 設置人数：５名程度 運転時間：２０時間 （安富水防倉庫）	 能　　力：30m³／min(5m³／min×6：揚程 20m) 設置人数：５名程度 運転時間：１４時間 （尾原水防倉庫） 能　　力：30m³／min(7.5m³／min×4) 設置人数：５名程度 運転時間：２０時間 （安富水防倉庫）

浜田河川国道事務所保有の照明車（P89）

現行	修正案
 能　　力：1.3kw×6灯 必要スペース：約４ｍ×７ｍ 設置時間：約１０分 設置人数：１名 連続照明時間：約５１時間 （益田国道維持出張所）	 能　　力：1.2kw×6灯 必要スペース：約４ｍ×７ｍ 設置時間：約１０分 設置人数：１名 連続照明時間：約１９時間 （益田国道維持出張所）

第１９号表
決壊発生情報（P98）

現行	修正案
（追加）	決壊発生情報 令和　年　月　日 時　分発表 島根県土木部河川課

出 水 名	台風〇〇号、〇月〇日梅雨前線豪雨　（第　　報）			
水 系 名	1 級河川　〇〇〇川（ふりがな）		河 川 名	〇〇〇川（ふりがな）
出水状況 現状 （見込み）				
被害状況 現状 （予測） 【記入例】	発生日時	R 〇 . 〇 . 〇 〇〇 : 〇〇	発生場所	〇〇県 〇〇町（ふりがな）
	状況	決壊	距 離 標	右、左 〇.〇 ～ 〇.〇 km
	〇〇 月 〇〇 日 〇〇 時現在 ＜ 速 報 値 ＞			
	（　拡大中 ： 変化なし ： 縮小中 ： 解消　） (1)浸水面積　＜有：無：調査中：未確認＞ 〇〇町　〇〇ha　（予測　ha） 〇〇町　（予測　ha） (2)人的被害　＜有：無：調査中：未確認＞ 〇〇町　死者　人 行方不明者　人 (3)家屋被害　＜有：無：調査中：未確認＞ 〇〇町　床下浸水　戸（予測　戸） 床上浸水　戸（予測　戸） 軒下浸水　戸（予測　戸） 家屋流出　戸 (4)その他　＜有：無：調査中：未確認＞ 〇〇町　国道〇号線　通行止め （予測　〇〇町　JR〇〇線　通行止め）			

注）・平面図を添付（決壊等被害発生箇所及び浸水状況等を記載）
・現地状況写真を添付

第２８号表
レベル２氾濫注意情報（水位上昇中）（P109）

現行

水位上昇中

（　　）氾濫注意情報

令和　　年　　月　　日
時　　分発表
島根県　　県土整備事務所

【警戒レベル2相当情報[洪水]】　（　　）氾濫注意水位に到達
【主文】
【警戒レベル2相当】（　　）は、（　　）時（　　）分に、（　　）の
（　　）水位観測所で、氾濫注意水位（　　）mに達しました。
洪水に関する情報に注意して下さい。

【参考】
（　　）（　　）水位観測所（　　）

受け持ち区間は、（　　）

水位危険レベル

		■レベル5　氾濫の発生
氾濫危険水位	※1（　　）m	■レベル4 氾濫危険水位※1超過
避難判断水位	（　　）m	■レベル3 避難判断水位超過
氾濫注意水位	※2（　　）m	■レベル2 氾濫注意水位※2超過
水防団待機水位	（　　）m	■レベル1 水防団待機水位超過

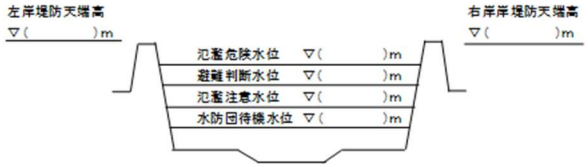

※1：本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警報水位と同様
※2：本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様
※3：本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

（　　）水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。
インターネットホームページ　　https://www.suibou-shimane.jp/pc/
携帯端末ホームページ　　https://www.suibou-shimane.jp/m/

問合せ先
水防　　支部　　県土整備事務所
TEL

修正案

水位上昇中

（　　）レベル2氾濫注意情報

令和　　年　　月　　日
時　　分発表
島根県　　県土整備事務所

【警戒レベル2相当情報[洪水]】　（　　）氾濫注意水位に到達
【主文】
【警戒レベル2相当】（　　）は、（　　）時（　　）分に、（　　）の
（　　）水位観測所で、氾濫注意水位（　　）mに達しました。
洪水に関する情報に注意して下さい。

【参考】
（　　）（　　）水位観測所（　　）

受け持ち区間は、（　　）

水位危険レベル

氾濫発生水位	※1（　　）m	■レベル5 氾濫の発生※1超過
氾濫危険水位	※2（　　）m	■レベル4 氾濫危険水位※2超過
避難判断水位	（　　）m	■レベル3 避難判断水位超過
氾濫注意水位	※3（　　）m	■レベル2 氾濫注意水位※3超過
水防団待機水位	（　　）m	■レベル1 水防団待機水位超過

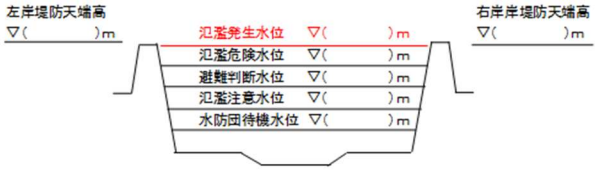

※1：本文中の氾濫発生水位は洪水により相当の家屋浸水等の被害が生ずる氾濫の発生する水位
※2：本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警報水位と同様
※3：本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様
※4：本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

（　　）水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。
インターネットホームページ　　https://www.suibou-shimane.jp/pc/xxxx.html
携帯端末ホームページ　　https://www.suibou-shimane.jp/m/xxxx.html

問合せ先
水防　　支部　　県土整備事務所
TEL

第２８号表
レベル３氾濫警戒情報（水位上昇中）（P110）

現行

水位上昇中

（　　）氾濫警戒情報

令和　　年　　月　　日
時　　分発表
島根県　　県土整備事務所

【警戒レベル3相当情報[洪水]】　（　　）避難判断水位に到達
【主文】
【警戒レベル3相当】（　　）は、（　　）時（　　）分に、（　　）の
（　　）水位観測所で、高齢者等避難発令の目安のひとつとなる水位である避難判断
水位（　　）mに達しました。
市町村避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

【参考】
（　　）（　　）水位観測所（　　）

受け持ち区間は、（　　）

水位危険レベル
■レベル5　氾濫の発生
氾濫危険水位　※1（　　）m　■レベル4 氾濫危険水位※1超過
避難判断水位　（　　）m　■レベル3 避難判断水位超過
氾濫注意水位　※2（　　）m　■レベル2 氾濫注意水位※2超過
水防団待機水位　（　　）m　■レベル1 水防団待機水位超過

左岸堤防天端高
▽（　　）m

右岸岸堤防天端高
▽（　　）m

※1：本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警報水位と同様
※2：本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様
※3：本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

（　　）水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。
インターネットホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/pc/xxxx.html
携帯端末ホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/m/xxxx.html

問合せ先
水防　　支部　　県土整備事務所
TEL

修正案

水位上昇中

（　　）レベル3氾濫警戒情報

令和　　年　　月　　日
時　　分発表
島根県　　県土整備事務所

【警戒レベル3相当情報[洪水]】　（　　）避難判断水位に到達
【主文】
【警戒レベル3相当】（　　）は、（　　）時（　　）分に、（　　）の
（　　）水位観測所で、高齢者等避難発令の目安のひとつとなる水位である避難判断
水位（　　）mに達しました。
市町村避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

【参考】
（　　）（　　）水位観測所（　　）

受け持ち区間は、（　　）

水位危険レベル
氾濫発生水位　※1（　　）m　■レベル5 氾濫の発生※1超過
氾濫危険水位　※2（　　）m　■レベル4 氾濫危険水位※2超過
避難判断水位　（　　）m　■レベル3 避難判断水位超過
氾濫注意水位　※3（　　）m　■レベル2 氾濫注意水位※3超過
水防団待機水位　（　　）m　■レベル1 水防団待機水位超過

左岸堤防天端高
▽（　　）m

右岸堤防天端高
▽（　　）m

※1：本文中の氾濫発生水位は洪水により相当の家屋浸水等の被害が生ずる氾濫の発生する水位
※2：本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警報水位と同様
※3：本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様
※4：本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

（　　）水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。
インターネットホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/pc/xxxx.html
携帯端末ホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/m/xxxx.html

問合せ先
水防　　支部　　県土整備事務所
TEL

第２８号表
レベル４氾濫危険情報（水位上昇中）（P111）

現行

水位上昇中　（　　）氾濫危険情報

令和　　年　　月　　日
時　　分発表
島根県　　県土整備事務所

【警戒レベル４相当情報[洪水]】　（　　）氾濫危険水位に到達　氾濫のおそれあり

【主文】

【警戒レベル４相当】（　　）は、（　　）時（　　）分に、（　　）の（　　）水位観測所で、避難指示発令の目安のひとつとなる水位である氾濫危険水位（　　）mに達しました。

市町村避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

【参考】

（　　）（　　）水位観測所（　　）

受け持ち区間は、（　　）

		水位危険レベル
		■レベル５　氾濫の発生
氾濫危険水位　※1	（　　）m	■レベル４ 氾濫危険水位※1超過
避難判断水位	（　　）m	■レベル３ 避難判断水位超過
氾濫注意水位　※2	（　　）m	■レベル２ 氾濫注意水位※2超過
水防団待機水位	（　　）m	■レベル１ 水防団待機水位超過

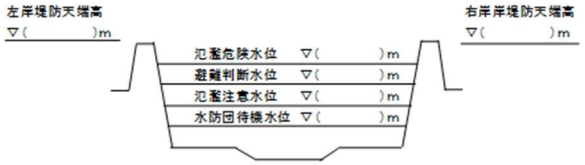

※1：本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警報水位と同様
※2：本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様
※3：本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

（　　）水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。
インターネットホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/pc/xxxx.html
携帯端末ホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/m/xxxx.html

問合せ先
水防　　支部　　県土整備事務所
TEL

修正案

水位上昇中　（　　）レベル4氾濫危険情報

令和　　年　　月　　日
時　　分発表
島根県　　県土整備事務所

【警戒レベル４相当情報[洪水]】　（　　）氾濫危険水位に到達　氾濫のおそれあり

【主文】

【警戒レベル４相当】（　　）は、（　　）時（　　）分に、（　　）の（　　）水位観測所で、避難指示発令の目安のひとつとなる水位である氾濫危険水位（　　）mに達しました。

市町村避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

【参考】

（　　）（　　）水位観測所（　　）

受け持ち区間は、（　　）

		水位危険レベル
氾濫発生水位　※1	（　　）m	■レベル５ 氾濫の発生※1超過
氾濫危険水位　※2	（　　）m	■レベル４ 氾濫危険水位※2超過
避難判断水位	（　　）m	■レベル３ 避難判断水位超過
氾濫注意水位　※3	（　　）m	■レベル２ 氾濫注意水位※3超過
水防団待機水位	（　　）m	■レベル１ 水防団待機水位超過

※1：本文中の氾濫発生水位は洪水により相当の家屋浸水等の被害が生ずる氾濫の発生する水位
※2：本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警報水位と同様
※3：本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様
※4：本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

（　　）水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。
インターネットホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/pc/xxxx.html
携帯端末ホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/m/xxxx.html

問合せ先
水防　　支部　　県土整備事務所
TEL

第２８号表
レベル５氾濫発生情報（水位上昇中）（P112）

現行	修正案
（追加）	水位上昇中　（　　）レベル5氾濫発生情報 令和　年　月　日 時　分発表 島根県　県土整備事務所 【警戒レベル5相当情報[洪水]】　（　　）氾濫発生水位に到達　氾濫しているおそれ 【主文】 【警戒レベル5相当】（　　）は、（　）時（　）分に、（　　）の （　　）水位観測所で、避難指示発令の目安のひとつとなる水位である氾濫発生水位（　　）m に達しました。 市町村避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。 【参考】 （　　）（　　）水位観測所（　　） 受け持ち区間は、（　　） 水位危険レベル 氾濫発生水位　※1（　　）m　■レベル5 氾濫の発生※1超過 氾濫危険水位　※2（　　）m　■レベル4 氾濫危険水位※2超過 避難判断水位　（　　）m　■レベル3 避難判断水位超過 氾濫注意水位　※3（　　）m　■レベル2 氾濫注意水位※3超過 水防団待機水位　（　　）m　■レベル1 水防団待機水位超過 左岸堤防天端高　▽（　　）m 右岸岸堤防天端高　▽（　　）m 氾濫発生水位　▽（　　）m 氾濫危険水位　▽（　　）m 避難判断水位　▽（　　）m 氾濫注意水位　▽（　　）m 水防団待機水位　▽（　　）m ※1：本文中の氾濫発生水位は洪水により相当の家屋浸水等の被害が生ずる氾濫の発生する水位 ※2：本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警報水位と同様 ※3：本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様 ※4：本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間 （　　）水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。 インターネットホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/pc/xxxx.html 携帯端末ホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/m/xxxx.html 問合せ先 水防　支部　県土整備事務所 TEL

第２８号表
レベル４氾濫危険情報（水位下降中）（P113）

現行	修正案
（追加）	水位下降中　（　　）レベル4氾濫危険情報 令和　年　月　日 時　分発表 島根県　県土整備事務所 【警戒レベル4相当情報[洪水]に引下げ】　（　　）氾濫発生水位を下回る 【主文】 【警戒レベル4相当に引下げ】（　　）は、（　　）時（　　）分に、（　　）の（　　）水位観測所で、氾濫発生水位（　　）mを下回りましたが、引き続き、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。 【参考】 （　　）（　　）水位観測所（　　） 受け持ち区間は、（　　） 水位危険レベル 氾濫発生水位　※1（　　）m　■レベル5 氾濫の発生※1超過 氾濫危険水位　※2（　　）m　■レベル4 氾濫危険水位※2超過 避難判断水位　（　　）m　■レベル3 避難判断水位超過 氾濫注意水位　※3（　　）m　■レベル2 氾濫注意水位※3超過 水防団待機水位　（　　）m　■レベル1 水防団待機水位超過 左岸堤防天端高　▽（　　）m 右岸堤防天端高　▽（　　）m 氾濫発生水位　▽（　　）m 氾濫危険水位　▽（　　）m 避難判断水位　▽（　　）m 氾濫注意水位　▽（　　）m 水防団待機水位　▽（　　）m ※1：本文中の氾濫発生水位は洪水により相当の家屋浸水等の被害が生ずる氾濫の発生する水位 ※2：本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警報水位と同様 ※3：本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様 ※4：本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間 （　　）水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。 インターネットホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/pc/xxxx.html 携帯端末ホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/m/xxxx.html 問合せ先 水防　支部　県土整備事務所 TEL

第２８号表
レベル３氾濫警戒情報（水位下降中）（P114）

現行

水位下降中

（　　）氾濫警戒情報

令和　　年　　月　　日
時　　分発表
島根県　　県土整備事務所

【警戒レベル3相当情報[洪水]に引下げ】　（　　）氾濫危険水位を下回る

【主文】
【警戒レベル3相当に引下げ】（　　）は、（　　）時（　　）分に、（　　）の（　　）水位観測所で、氾濫危険水位（　　）mを下回りましたが、引き続き、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

【参考】
（　　）（　　）水位観測所（　　）

受け持ち区間は、（　　）

		水位危険レベル
		■レベル5　氾濫の発生
氾濫危険水位　※1	（　　）m	■レベル4 氾濫危険水位※1超過
避難判断水位	（　　）m	■レベル3 避難判断水位超過
氾濫注意水位　※2	（　　）m	■レベル2 氾濫注意水位※2超過
水防団待機水位	（　　）m	■レベル1 水防団待機水位超過

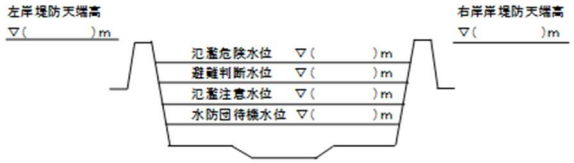

※1：本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警報水位と同様
※2：本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様
※3：本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

（　　）水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。
インターネットホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/pc/
携帯端末ホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/m/

問合せ先
水防　　支部　　県土整備事務所
TEL

修正案

水位下降中

（　　）レベル3氾濫警戒情報

令和　　年　　月　　日
時　　分発表
島根県　　県土整備事務所

【警戒レベル3相当情報[洪水]に引下げ】　（　　）氾濫危険水位を下回る

【主文】
【警戒レベル3相当に引下げ】（　　）は、（　　）時（　　）分に、（　　）の（　　）水位観測所で、氾濫危険水位（　　）mを下回りましたが、引き続き、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

【参考】
（　　）（　　）水位観測所（　　）

受け持ち区間は、（　　）

		水位危険レベル
氾濫発生水位　※1	（　　）m	■レベル5 氾濫の発生※1超過
氾濫危険水位　※2	（　　）m	■レベル4 氾濫危険水位※2超過
避難判断水位	（　　）m	■レベル3 避難判断水位超過
氾濫注意水位　※3	（　　）m	■レベル2 氾濫注意水位※3超過
水防団待機水位	（　　）m	■レベル1 水防団待機水位超過

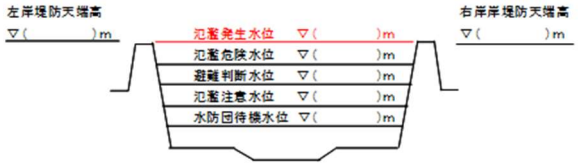

※1：本文中の氾濫発生水位は洪水により相当の家屋浸水等の被害が生ずる氾濫の発生する水位
※2：本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警報水位と同様
※3：本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様
※4：本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

（　　）水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。
インターネットホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/pc/xxxx.html
携帯端末ホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/m/xxxx.html

問合せ先
水防　　支部　　県土整備事務所
TEL

第２８号表
レベル２氾濫注意情報（水位下降中）（P115）

現行

水位下降中　（　　）氾濫注意情報

令和　　年　　月　　日
時　　分発表
島根県　　県土整備事務所

【警戒レベル2相当情報【洪水】に引下げ】　（　　）避難判断水位を下回る

【主文】

【警戒レベル2相当に引下げ】（　　）は、（　　）時（　　）分に、（　　）の（　　）水位観測所で、避難判断水位（　　）mを下回りましたが、引き続き十分な注意をしてください。

【参考】

（　　）（　　）水位観測所（　　）

受け持ち区間は、（　　）

水位危険レベル

		■レベル5　氾濫の発生
氾濫危険水位　※1	（　　）m	■レベル4 氾濫危険水位※1超過
避難判断水位	（　　）m	■レベル3 避難判断水位超過
氾濫注意水位　※2	（　　）m	■レベル2 氾濫注意水位※2超過
水防団待機水位	（　　）m	■レベル1 水防団待機水位超過

左岸堤防天端高
▽（　　）m

右岸岸堤防天端高
▽（　　）m

※1：本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警報水位と同様
※2：本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様
※3：本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

（　　）水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。
インターネットホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/pc/
携帯端末ホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/m/

問合せ先
水防　　支部　　県土整備事務所
TEL

修正案

水位下降中　（　　）レベル2氾濫注意情報

令和　　年　　月　　日
時　　分発表
島根県　　県土整備事務所

【警戒レベル2相当情報【洪水】に引下げ】　（　　）避難判断水位を下回る

【主文】

【警戒レベル2相当に引下げ】（　　）は、（　　）時（　　）分に、（　　）の（　　）水位観測所で、避難判断水位（　　）mを下回りましたが、引き続き十分な注意をしてください。

【参考】

（　　）（　　）水位観測所（　　）

受け持ち区間は、（　　）

水位危険レベル

氾濫発生水位　※1	（　　）m	■レベル5 氾濫の発生※1超過
氾濫危険水位　※2	（　　）m	■レベル4 氾濫危険水位※2超過
避難判断水位	（　　）m	■レベル3 避難判断水位超過
氾濫注意水位　※3	（　　）m	■レベル2 氾濫注意水位※3超過
水防団待機水位	（　　）m	■レベル1 水防団待機水位超過

左岸堤防天端高
▽（　　）m

右岸岸堤防天端高
▽（　　）m

※1：本文中の氾濫発生水位は洪水により相当の家屋浸水等の被害が生ずる氾濫の発生する水位
※2：本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警報水位と同様
※3：本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様
※4：本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

（　　）水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。
インターネットホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/pc/xxxx.html
携帯端末ホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/m/xxxx.html

問合せ先
水防　　支部　　県土整備事務所
TEL

第２８号表
氾濫注意解除情報（水位下降中）（P116）

現行

水位下降中　（　　）氾濫注意解除情報

令和　　年　　月　　日
時　　分発表
島根県　　県土整備事務所

（　　）氾濫注意水位を下回る

【主文】
（　　）は、（　　）時（　　）分に、（　　）の
（　　）水位観測所で、氾濫注意水位（　　）mを下回りました。

【参考】
（　　）（　　）水位観測所（　　）

受け持ち区間は、（　　）

水位危険レベル

		■レベル５　氾濫の発生
氾濫危険水位　※1	（　　）m	■レベル４ 氾濫危険水位※1超過
避難判断水位	（　　）m	■レベル３ 避難判断水位超過
氾濫注意水位　※2	（　　）m	■レベル２ 氾濫注意水位※2超過
水防団待機水位	（　　）m	■レベル１ 水防団待機水位超過

左岸堤防天端高　▽（　　）m
右岸岸堤防天端高　▽（　　）m

※1：本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警報水位と同様
※2：本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様
※3：本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

（　　）水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。
インターネットホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/pc/
携帯端末ホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/m/

問合せ先
水防　　支部　　県土整備事務所
TEL

修正案

水位下降中　（　　）氾濫注意解除情報

令和　　年　　月　　日
時　　分発表
島根県　　県土整備事務所

（　　）氾濫注意水位を下回る

【主文】
（　　）は、（　　）時（　　）分に、（　　）の
（　　）水位観測所で、氾濫注意水位（　　）mを下回りました。

【参考】
（　　）（　　）水位観測所（　　）

受け持ち区間は、（　　）

水位危険レベル

氾濫発生水位　※1	（　　）m	■レベル５ 氾濫の発生※1超過
氾濫危険水位　※2	（　　）m	■レベル４ 氾濫危険水位※2超過
避難判断水位	（　　）m	■レベル３ 避難判断水位超過
氾濫注意水位　※3	（　　）m	■レベル２ 氾濫注意水位※3超過
水防団待機水位	（　　）m	■レベル１ 水防団待機水位超過

左岸堤防天端高　▽（　　）m
右岸岸堤防天端高　▽（　　）m

※1：本文中の氾濫発生水位は洪水により相当の家屋浸水等の被害が生ずる氾濫の発生する水位
※2：本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警報水位と同様
※3：本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様
※4：本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

（　　）水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。
インターネットホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/pc/xxxx.html
携帯端末ホームページ　https://www.suibou-shimane.jp/m/xxxx.html

問合せ先
水防　　支部　　県土整備事務所
TEL

第２９号表
木次基準観測所（P117）

現行

（水防警報発表状況）

出雲河川事務所水防警報発表状況									
新着・更新	新着・更新				新着				
	基準観測所	松江	馬木	中海湖心	木次	大津(出雲)	灘分	上島	新伊萱
	対象河川	宍道湖	神戸川	中海	斐伊川	斐伊川	斐伊川	斐伊川	斐伊川
	水防警報発表状況				待機				
	米子市	-	-		-	-	-	-	-
	境港市	-	-		-	-	-	-	-
	松江市		-		-	-	-	-	-
	出雲市			-	-				
	安来市	-	-		-	-	-	-	-
新着	雲南市	-	-	-	待機	-	-	-	

出雲河川事務所水防警報発表状況		
新着・更新	新着・更新	
	基準観測所	古志橋
	対象河川	神戸川
	水防警報発表状況	

修正案

（水防警報発表状況）

出雲河川事務所水防警報発表状況									
新着・更新	新着・更新	新着							
	基準観測所	木次	新伊萱	上島	大津	灘分	馬木	古志橋	松江
	対象河川	斐伊川	斐伊川	斐伊川	斐伊川	斐伊川	神戸川	神戸川	宍道湖
	水防警報発表状況	待機							
新着	雲南市	待機		-	-	-	-	-	-
新着	出雲市	-							
	松江市	-	-	-	-	-	-	-	

出雲河川事務所水防警報発表状況		
新着・更新	新着・更新	
	基準観測所	中海湖心
	対象河川	中海
	水防警報発表状況	

第２９号表
新伊萱基準観測所（P119）

現行

（水防警報発表状況）

出雲河川事務所水防警報発表状況									
新着・更新	新着・更新								新着
	基準観測所	松江	馬木	中海湖心	木次	大津(出雲)	灘分	上島	新伊萱
	対象河川	宍道湖	神戸川	中海	斐伊川	斐伊川	斐伊川	斐伊川	斐伊川
	水防警報発表状況								待機
	米子市	-	-		-	-	-	-	-
	境港市	-	-		-	-	-	-	-
	松江市		-		-	-	-	-	-
新着	出雲市			-	-				待機
	安来市	-	-		-	-	-	-	-
新着	雲南市	-	-	-		-	-	-	待機

出雲河川事務所水防警報発表状況		
新着・更新	新着・更新	
	基準観測所	古志橋
	対象河川	神戸川
	水防警報発表状況	

修正案

（水防警報発表状況）

出雲河川事務所水防警報発表状況									
新着・更新	新着・更新		新着						
	基準観測所	木次	新伊萱	上島	大津	灘分	馬木	古志橋	松江
	対象河川	斐伊川	斐伊川	斐伊川	斐伊川	斐伊川	神戸川	神戸川	宍道湖
	水防警報発表状況		待機						
新着	雲南市		待機	-	-	-	-	-	-
新着	出雲市	-	待機						
	松江市	-	-	-	-	-	-	-	

出雲河川事務所水防警報発表状況		
新着・更新	新着・更新	
	基準観測所	中海湖心
	対象河川	中海
	水防警報発表状況	